

	対象の概要		基準の適用部位・面積									考え方	備考	
			外壁基本色（外壁各面の4/5はこの範囲から選択）			強調色（外壁各面の1/5以下で使用可能）			アクセント色（外壁各面の1/20以下で使用可能）					屋根色（勾配屋根）
	立地	規模・要件（概要）	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度			色相
景観形成特別地区	旧岩崎邸庭園周辺	旧岩崎邸庭園周辺のおおむね100mから300m圏に立地する、高さ15m以上又は延べ面積1000㎡以上の建築物等	0R～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	0R～4.9YR	—	4以下	—	—	—	5.0YR～5.0Y	6以下	4以下
				8.5以上の場合	1.5以下									
			5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下	5.0YR～5.0Y	—	6以下				その他	2以下	
				8.5以上の場合	2以下									
その他	4以上8.5未満の場合	2以下	その他	—	2以下									
				8.5以上の場合	1以下									
景観基本軸	隅田川 神田川	高さ15m又は延べ面積1000㎡以上の建築物等	0R～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	—	—	—	—	—	—	5.0YR～5.0Y	6以下	4以下
				8.5以上の場合	1.5以下									
			5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	4以下	その他	—	2以下				その他	2以下	
				8.5以上の場合	2以下									
その他	4以上8.5未満の場合	1以下	その他	—	2以下									
				8.5以上の場合	1以下									
上記以外の地域		高さ15m又は延べ面積1000㎡以上の建築物等	0R～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	0R～4.9YR	—	4以下	—	—	—	5.0YR～5.0Y	6以下	4以下
				8.5以上の場合	1.5以下									
			5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下	5.0YR～5.0Y	—	6以下				その他	2以下	
				8.5以上の場合	2以下									
その他	4以上8.5未満の場合	2以下	その他	—	2以下									
				8.5以上の場合	1以下									

※外壁基本色に無彩色を用いる場合の範囲は、N5以上N8.5以下とする。

	対象の概要		基準の適用部位・面積						考え方	備考		
			外壁基本色（外壁各面の9/10はこの範囲から選択）			強調色（外壁各面の1/10以下で使用可能）						
	立地	規模・要件（概要）	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度				
大規模建築物等	全域	大規模建築物等の事前協議対象物件	0R～4.9YR	5以上7未満の場合	3以下	0R～4.9YR	—	4以下	外壁の大部分については、各庭園の豊かな緑を生かした景観の形成を図るため、庭園の緑の彩度程度を上限とする。（夏季の一般的な樹木の緑の彩度が6程度である。）屋根を設ける場合は、庭園の緑から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。外壁の強調色については、外壁基本色とのコントラストが強くなるよう注意する。			
				7以上の場合	1.5以下							
			5.0YR～5.0Y	5以上7未満の場合	3以下	5.0YR～5.0Y	—	6以下		その他	2以下	
				7以上の場合	1.5以下							
その他	5以上7未満の場合	3以下	その他	—	2以下							
				7以上の場合	1以下							

※外壁基本色に無彩色を用いる場合の範囲は、N5以上N7以下とする。